

# ～新型コロナウイルスに対する融資制度のまとめ

## 【生命保険会社編】～

2020.3.27 伊藤智哉税理士事務所

新型コロナウイルスの影響が益々世界中に広がっています。

特に経済の影響は甚大で、各国が感染拡大による経済への悪影響を和らげるために、大規模な経済支援を表明しています。イギリスでは、政府が雇用維持する企業に従業員給料の8割を補助する政策を発表し、アメリカでは総額1兆ドル（約107兆円）規模の景気刺激策を検討しており、今回の“事の重大さ”を感じます。

日本においても、政府が「融資」「補助金」「助成金」等、中小企業・個人事業主の支援対策を実施しています。

弊所の顧問先様には、「融資」「補助金」「助成金」等の最新情報や、実際に融資の申請をした方からの情報、銀行担当者からの情報等を「電子会議室」or「FAX」にて、随時ご案内し、場合によっては、銀行の融資担当や支店長のご紹介、補助金申請のための行政書士のご紹介もさせて頂いております。

少しでも不安を感じたり、興味をお持ちになりましたら、事務所までお気軽にご連絡ください。

### 不安があればとにかく借りる

前回のお知らせで、今回のような“有事の際の借入の必要性”を説明しました。

今回は、国の制度を使った融資以外にも 「生命保険を担保とした借入」について、**【3/25時点 生命保険各社の新型コロナウイルス支援状況】**を別紙にてまとめています。

### ①契約者貸付（金利0%）

解約返戻金の70%～90%の範囲内で貸付を受けられる制度です。多くの保険会社で、特例として金利0%で契約者を支援しています。手続きは非常に簡単で、3営業日ほどで指定口座に振り込まれるため、急を要している場合は、おすすめです。 また、解約と違い、経理上「雑収入」が立つこともありません。

### ②保険料の払込猶予（最大6カ月など）

申し出ると、保険料の払い込み猶予期間を最大6カ月程度、延長可能です。 保険としての機能を残しながら、支払いを先延ばしすることが可能です。

民間の保険会社以外にも、中小企業基盤整備機構が扱っている「小規模企業共済」「経営セーフティ共済（倒産防止掛金）」に加入している方々は、類似の借入ができますので、ご検討ください。

小規模企業共済「緊急経営安定貸付け」

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/about/loan/02.html>

経営セーフティ共済「一時貸付金の借入れ」

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/faq/loan.html#no2>